

運転免許取得時割引制度実施要綱（令和8年度）

【目的】

この規程は、KDS釧路自動車学校及び一般社団法人釧根地区トラック協会が、北ト協が実施する安全教育の施設として指定されるKDS釧路自動車学校において運転免許取得時の割引制度を実施することにより個人の安全基礎知識・危険予知能力、危険回避能力等を研鑽し、もって交通事故防止に資するための必要な事項を定めるものとする。

【割引実施期間】

割引実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（当日までにKDS釧路自動車学校において申込みが受理されたもの）とする。ただし、上記期間内であってもKDS釧路自動車学校より申し出があった場合は、双方の話し合いにより制度を終了出来るものとする。

【割引対象者】

会費の未納がない釧根地区トラック協会の会員事業所に従事する者であって、トラック運転者もしくはこれからトラック運転者になろうとする者。

【割引対象免許の種類】

割引対象の免許は、以下のとおりとする。

- ①準中型免許取得コース
- ②中型免許取得コース
- ③大型免許取得コース
- ④けん引免許取得コース
- ⑤大特免許取得コース
- ⑥受験資格特例教習（大型・中型のみ：年齢課程・経験課程いずれかのみでも可）

※各コースの教習料金は受講者が保有する免許等によって変動します。また、時期により教習が混雑する場合がございます。

料金・日程等はKDS釧路自動車学校へお問い合わせください。

【割引額】

上記免許取得コースを申請した会員事業者には、KDS 釧路自動車学校において次の金額を割引する。ただし、期間中に物価の高騰や税率等に変動があった場合は再度協議する。

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

・申込金 割引額 40,000円（税別）

【割引利用手続き】

免許取得を希望する会員事業者は、別紙「割引制度（会員事業所証明）申請書」により釧根地区トラック協会より証明を受け、KDS 釧路自動車学校へ申込みと同時に提出する。

【割引金の返還】

免許取得講習において、下記事項があった場合は割引金を返還しなければならない。

- ①本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為または不適切な行為があり、KDS 釧路自動車学校より退所を宣された場合。
- ②申請者・申請コース等に関し虚偽の事実が判明した場合。
- ③特別な事由なく申込みしたコースを受講しない、または途中で中止した場合。

【その他必要な事項】

この要綱に定めるもののほか、割引制度の実施に関するその他の必要な事項は、KDS 釧路自動車学校及び釧根地区トラック協会双方の協議により別途定める。

【附則】

本要綱は、令和8年4月1日から適用する。